様式第3号(第6条関係)

富　士　吉　田　市

指定ごみ袋取扱店指定証

登録番号　　号

（ 登 録 店 名 ）

富士吉田市指定ごみ袋の取扱いに関する要綱第6条第1項の規定に基づき、富士吉田市指定ごみ袋の取扱店として指定する。

年　　月　　日

富士吉田市長

ごみ処理手数料の料金表

区　　分		種　類	単　価	交付単位
指定ごみ袋	燃えるごみ用	151	1枚　6円	1包(20枚120円)
		301	1枚 12円	1包(10枚120円)
		451	1枚 18円	1包(10枚180円)
		701	1枚 **29円**	1包(10枚**290円**)

条　件

1　仕入れは市が委託した卸販売事業者から行うこと。
2　仕入れは1ケース(30包)を1単位とする。
3　交付については1包を1単位として交付(販売)する。
4　指定ごみ袋取扱店の表示を行うこととする。
5　要綱第6条第2項の規定による富士吉田市家庭用一般廃棄物指定ごみ袋取扱いに関する協定を市長と締結するものとする。
6　違反のあった場合には、指定を取り消されても異議のないものとする。